

第1回
安倍川総合土砂管理計画
フォローアップ委員会・作業部会

平成26年12月10日
静岡河川事務所



安倍川総合土砂管理フォローアップ委員会 ・作業部会の規約

1. フォローアップ委員会、作業部会の設立趣意・・・・・・・・・・1
2. フォローアップ委員会、作業部会の規約・・・・・・・・・・2
3. フォローアップ委員会、作業部会の枠組み・・・・・・・・・・4

「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会」
「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ作業部会」
設立趣意(案)

安倍川は日本三大崩れの一つである大谷崩に代表される重荒廃地を抱える日本屈指の急流土砂河川で、上流域では土石流による土砂災害、下流域では土砂堆積により河床が上昇し、偏流により高水敷や堤防の一部が流出するなどの被害が発生している。また、「三保松原」に代表される海岸域では、海岸侵食により浜幅が狭くなり、高波浪による越波被害が発生している。

そのため、砂防、河川、海岸の連携のもと各領域の管理・保全施設等を活かして安全性を確保しながら、土砂移動の連続性を考慮し、可能なかぎり自然状態に近い土砂動態によって形成される流砂系を目指すため、総合土砂管理計画としては全国の一級水系で初となる「安倍川総合土砂管理計画」を平成25年7月に策定した。

上記計画は、策定時点での流砂系全体の土砂動態に関する調査データ及び技術的知見に基づいた検討成果により策定したものであるが、土砂移動現象の十分な解明には、至っておらず、今後のモニタリング等観測成果の蓄積と分析、シミュレーションモデルの精度向上を図り、安倍川流砂系で生じている土砂移動に関する現象解明を継続的に進め、PDCAサイクルに基づき、計画の内容を見直し向上を図る必要がある。

そのため本委員会・作業部会は、安倍川流砂系を対象に土砂移動現象に関する知見を深め、流砂系を一貫して、より適切な総合的な土砂管理を実現するための手法について助言をいただき、「安倍川総合土砂管理計画」のさらなる向上を図るために設置するものである。

安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会 規約

安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 委員会は「安倍川総合土砂管理計画」で定めた事項の実施及び課題の解決に向けて、以下の項目に関する基本的方針について助言し、同計画のさらなる向上を図ることを目的とする。

- (1) モニタリング項目、調査頻度に関すること
- (2) 土砂移動シミュレーション精度向上に関すること
- (3) 土砂管理対策の施設配置計画に関すること
- (4) モニタリング結果の現状評価手法に関すること
- (5) 計画見直しに関すること

なお、委員会からの助言により、河川整備計画を変更する場合には、「安倍川水系河川整備計画（変更（案）」を作成するための学識経験者への意見聴取とする。

（組織等）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により組織するものとする。
2. 委員会は、別に定めるフォローアップ作業部会（以下「作業部会」という）を置くものとする。

（会長）

第4条 委員会は、会長を置く。
2. 会長は委員の互選によってこれを定める。
3. 会長は委員会を代表し、会務を総括する。

（運営）

第5条 委員会は、会長が招集し、委員会の議長は、会長がこれにあたる。
2. 委員会の開催頻度は、以下を基本とする。
1) 流砂系内において、出水後に行うモニタリング調査により顕著な土砂移動が確認された翌年度
2) 5年に一度の流砂系内の一斉調査の翌年度
3) その他、会長及び事務局が必要と認めたとき

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、国土交通省静岡河川事務所に置く。

（意見聴取）

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外に出席を求め、意見を聴くことができる。

（雑則）

第8条 この規約に定めなき事項については、必要に応じて委員会の承認を得て、定めるものとする。

（付則）

第9条 この規約は、平成26年12月10日から施行する。

安倍川総合土砂管理計画フォローアップ作業部会 規約

安倍川総合土砂管理計画フォローアップ作業部会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ作業部会」（以下「作業部会」と称する。

（目的）

第2条 本作業部会は、「安倍川総合土砂管理計画」で定めた事項の実施及び課題の解決に向けて、安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会で示された基本方針に基づき、各事項を具体化する際の留意点等について助言することを目的とする。

- (1) 各モニタリング項目の調査方法に関すること
- (2) 土砂移動シミュレーション精度向上に関すること
- (3) 土砂管理対策の施設設計に関すること
- (4) モニタリング結果の現状評価手法に関すること

（組織等）

第3条 作業部会は、別表に掲げる作業部会委員により組織するものとする。

（会長）

第4条 作業部会には、部会長を置く。

2. 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
3. 部会長は、作業部会を代表し、会務を統括する。

（運営）

第5条 作業部会は、部会長が招集し、作業部会の議長は、部会長がこれにあたる。

2. 作業部会の開催頻度は、以下を基本とする。
 - 1) 毎年度開催する。なお、フォローアップ委員会が開催される場合は、作業部会もあわせて開催するものとする。
 - 2) その他、部会長及び事務局が必要と認めたとき

（事務局）

第6条 作業部会の事務局は、国土交通省静岡河川事務所に置く。

2. 事務局は、作業部会の審議結果について、フォローアップ委員会で報告する。

（意見聴取）

第7条 作業部会が必要と認めるときは、委員以外に出席を求め、意見を聴くことができる。

（雑則）

第8条 この規約に定めなき事項については、必要に応じて作業部会の承認を得て、定めるものとする。

（付則）

第9条 この規約は、平成26年12月10日から施行する。

安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会、作業部会の枠組み【安倍川総合土砂管理計画FU委員会体制】

「安倍川総合土砂管理計画」第12章で定めた、実施工程を具体的に進めるにあたっての枠組みは以下のとおりとする。

●安倍川総合土砂管理計画 フォローアップ体制

フォローアップ委員会

- ・総合土砂管理計画で定めた事項の実施及び課題の解決に向けて、以下の項目に関する基本的方針について助言
- (1)モニタリング項目、調査頻度に関すること
- (2)土砂移動シミュレーション精度向上に関すること
- (3)土砂管理対策の施設配置計画に関すること
- (4)モニタリング結果の現状評価手法に関すること
- (5)計画見直しに関すること
- ・開催頻度：顕著な土砂移動が確認された翌年度等

基本的
方針



結果
報告

フォローアップ作業部会

- ・フォローアップ委員会で示された基本的方針に基づき、具体化する際の留意点等について助言
- (1)各モニタリング項目の調査方法に関すること
- (2)土砂移動シミュレーション精度向上に関すること
- (3)土砂管理対策の施設設計に関すること
- (4)モニタリング結果の現状評価手法に関すること
- ・開催頻度：毎年度等

フォローアップ委員会名簿

役 職	委員氏名	備 考
中央大学 研究開発機構 教授	福岡 捷二	会長（河川）
神戸大学 自然科学系先端融合研究環都市安全研究センター 教授	大石 哲	（水文）
東京大学 大学院工学系研究科 社会基盤学専攻 教授	佐藤 慎司	（海岸）
大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 社会基盤工学部門 教授	青木 伸一	（海岸）
京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 教授	水山 高久	（砂防）
静岡大学大学院 農学研究科環境森林科学科専攻 教授	土屋 智	（砂防）
（公益財団）河川財団 河川総合研究所長	山本 晃一	（河川）
国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究部長	鳥居 謙一	（河川）
国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室長	服部 敦	
国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	諏訪 義雄	
国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 砂防研究室長	蒲原 潤一	
静岡県 交通基盤部 河川砂防局長	杉保 聡正	
国土交通省 中部地方整備局 河川部長	勢田 昌功	
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所長	水谷 直樹	

フォローアップ作業部会名簿

役 職	委員氏名	備 考
豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	加藤 茂	（海岸）
名古屋大学 大学院工学研究科 社会基盤工学専攻 准教授	戸田 祐嗣	（河川）
静岡大学 大学院農学研究科環境森林科学専攻 准教授	今泉 文寿	（砂防）
国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室 主任研究官	中村 圭吾	
国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 主任研究官	山田 浩次	
国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 砂防研究室 主任研究官	内田 太郎	
静岡県交通基盤部河川砂防局 河川企画課長	長縄 知行	
静岡市建設局土木部 河川課長	片井 祐之	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課長	柄沢 祐子	
国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所副所長	下村 卓	